

◆施設の御利用に関する重要なお知らせ◆

長崎県が新型コロナウイルス特別警戒警報発令及び、長崎市内においては、独自の緊急事態宣言を発令、政府へのまん延防止等重点措置を要請中であることを受け、以下のことについて、御理解・御協力をお願いいたします。

1. 新規受付・仮押さえについて

県内の新型コロナウイルス感染拡大を受け、時津町民以外の受付を停止することとなりました（停止期間：令和3年4月27日から~~5月31日~~6月7日まで）。※5/28改

時津町の団体に所属されている方であっても、町外にお住まいの場合は御利用いただくことができかねます。団体で御利用の場合は、利用される皆様が時津町民であることが条件となります。

これは、町外の市町が地域住民の安全を守るため、施設利用を停止しており、本町としては、当該市町の意向を考慮した結果でございます。

新規仮押さえ・申請については、現在のところ当該期間以降からは受付可能ですが、状況によっては、引き続き御利用いただけない可能性もございますので、正式な申請は承らず、貸出しができることが確定した段階で、こちらから御連絡いたします（仮押さえ期限を設けないため、自動キャンセルはなし）。

2. 申請・お支払い済みの御予約について

既に申請・お支払い済みの方につきましても、町外の方の御利用は強く自粛をお願いいたします （期間：令和3年4月28日から~~5月31日~~6月7日御利用分まで）。※5/28改

利用または、利用を御検討いただいている皆様には御不便をおかけいたしますが、御理解・御協力をお願いいたします。その他、御不明な点などございましたら、とぎつカナリーホール（095-882-0003）までお問い合わせください。